

山 監 査 第 1 4 5 号
令和6年（2024年）11月28日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和 6 年度定期監査の結果に基づき講じた措置

【市民部生活安全課】

〔指摘事項 老朽危険空家等除却促進事業補助金関係書〕

- ① 文書の処理について、データ化せず書類で供覧や起案をしているが、交付申請書と添付資料を収受供覧後、供覧済文書の束から添付資料の一部（原本）を外して、交付決定の起案の参考資料として付けている。したがって、ファイルには書類が不規則な状態で綴じてあり、交付申請で提出された資料が不明となり、適切な申請がなされたか確認ができない状況となっている。

また、紙資料を回議する際の表紙である添付資料送付票が無いものや補助金名を間違って記載した資料で決裁完了しているものもある。

市文書取扱規程及び文書事務の手引きにより、文書事務に関しての心構えに留意し、文書の整理についてなど適切に行われたい。また、「文書事務の手引き第 2 節 文書事務処理の原則 2 文書事務に関しての心構え （４）責任を持って処理すること。」のとおり、文書はそれぞれの立場で責任と自覚をもって処理し、文書の内容をよく検討しないで押印するようなことは絶対に慎まなければならない。

- ② 収受供覧済みの事前調査申請書を申請者に返却している。（文書番号 37）

文書事務の手引きにおいては、公文書とは「官公庁で処理しなければならない全ての文書」であり、情報公開条例第 2 条第 2 号においては、条例の対象となる公文書は「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

提出を受けて収受した文書は市が保有するものであり、公文書である。

文書取扱規程第 10 条第 2 項及び 3 項において、課長は供覧の終了し

た文書を文書主任を通じて係長に交付し、係長は必要な指示を付して係員に交付し、処理させなければならない。と規定されている。また、同規程第13条第1項において「交付を受けた文書(供覧することにより完結するものを除く。)その他の事案の処理は、起案によって行わなければならない。」と規定されている。

これらのことから、收受した申請書に対して、応答の起案処理が必要である。

なお、当該交付要綱において、事前調査申請の取下げにかかる規定が無いことから、要綱の見直しについても検討されたい。

- ③ 事前調査申請書の本人確認書類でマイナンバーカードの写しを添付しているが、裏面の写しも添付されており、個人番号が確認できる状態となっている。(文書番号 48)

個人番号については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」において限定的に定められた「個人番号利用事務」及び「個人番号関係事務」の範囲内で利用することができ、収集も制限されている。適正に対処されたい。

- ④ 交付金申請書に過去に公用で取得した戸籍等を添付している。(文書番号 260)

公用の戸籍等については、戸籍法第10条の2第2項の規定により、事務の種類、根拠法令や利用目的を明記して戸籍等請求を行い、それに基づき交付されているものであるもので、目的以外に利用することは適正ではない。

また、要綱において、補助金の交付申請書に戸籍全部事項証明書(相続人等の確認が必要な場合に限る)を添えて申請しなければならない、とされており、戸籍等は申請者が添付して提出するものである。添付書類は、補助金の交付決定を行う裏付けとなるものであり、公平公正な立

場で内容確認を行う必要がある。統一した基準で確認を行うように努められたい。

[改善措置]

- ① 今後は文書取扱規程及び文書事務の手引きにより適切な事務処理に努めます。また、課内で文書事務について再確認を行い、責任と自覚をもって処理するようにします。
- ② 本件については、事前調査申請書の收受供覧後、事前調査を行う前に申請者から申請取下げと書類返却の申し出があり、申請書類を返却いたしました。今後は、文書取扱規程等関係法令を遵守し適切な処理を行います。
- ③ 本事前申請書については、マイナンバーカードの写しを含めて電子メールで申請があり、本人確認書類として添付いたしました。今後は関係法令を遵守し、個人番号情報を收受しないよう適正な事務処理に努めます。
- ④ 本件の公用で取得した戸籍については、危険空家の近隣住民より相談があった際に、相続人を確認するため市において取得したものです。近隣住民の不安を解消するため戸籍の情報を基に相続人と危険空家の対応について折衝を重ねておりました。令和6年度に相続人より空き家の解体の意向を確認したため当該補助制度を活用し解体されました。申請者の相続関係の確認については、以前より市において確認し折衝を行っていた方であること及び要綱において相続人等の確認が必要な場合に戸籍の添付が求められていたことから不要であると考えておりました。本戸籍においては起案時の相続関係の確認書類として添付したのですが、今後は要綱を確認し適正な事務処理に努めます。